

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">はじめに</p> <p>いじめは絶対に許されない行為であるが、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識の下、千歳市ではこれまで、「いじめ対応マニュアル」「いじめの問題に関する指導の方針」「いじめの問題の対応に関する行動項目」を作成し、学校との連携や共通認識を図りながら、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組んできました。</p> <p>また、各学校におきましても、いじめの根絶を目指して様々な取組がなされておりますが、いじめの問題への取組は、これで大丈夫ということはありません。</p> <p><u>全国的には近年、いじめを背景事情とした痛ましい事件が起きるなど、極めて憂慮すべき状況が続いており、いじめの問題は大きな社会問題となっています。</u></p> <p>いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりで対策を進めるため、平成 25 年 6 月に、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）」が成立し、<u>これに伴い、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」を平成 25 年 10 月に策定しました。</u></p> <p>千歳市では、<u>その内容を踏まえ、いじめの根絶に向けた取組を、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、共通認識の下、一体となって進めるとともに、法第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「千歳市いじめ防止基本方針」を策定しました。</u></p> <p>この基本方針に基づき、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。</p> <p>平成 26 年 3 月</p> <p style="text-align: right;">千歳市教育委員会</p>	<p style="text-align: center;">はじめに</p> <p>いじめは絶対に許されない行為であるが、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識の下、千歳市ではこれまで、「いじめ対応マニュアル」「いじめの問題に関する指導の方針」「いじめの問題の対応に関する行動項目」を作成し、学校との連携や共通認識を図りながら、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組んできました。</p> <p>また、各学校におきましても、いじめの根絶を目指して様々な取組がなされておりますが、いじめの問題への取組は、これで大丈夫ということはありません。</p> <p>いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりで対策を進めるため、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）」が成立し、<u>平成 25 年 10 月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国方針」という。）が策定されました。</u></p> <p><u>法では、施行後 3 年を目途に検討を加えるとされていることから、国において内容の検討が成され、平成 29 年 3 月に国方針が改正されています。</u></p> <p>千歳市では、<u>国の改正内容を踏まえ、いじめの根絶に向けた取組を、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって進めるとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 26 年 3 月に策定した「千歳市いじめ防止基本方針」を改正しました。</u></p> <p><u>今後も基本方針に基づき、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。</u></p> <p>平成 29 年 11 月</p> <p style="text-align: right;">千歳市教育委員会</p>

<p>1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>2 いじめの定義</p> <p><u>・「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。</u></p> <p>・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、<u>好意から行ったことが意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てがいじめとしての指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。</u></p> <p>2 いじめの防止等のために市が実施する施策</p> <p>2 教育委員会が取り組む主な施策</p> <p>(1) いじめの未然防止</p> <p>・児童生徒や保護者、教職員の悩みや不安を解消するため、各学校にスクールカウンセラーや心の教室相談員を配置するとともに、専門相談員及びスクールカウンセラーによる市内全域を対象とする教育相談を実施し、相談体制の充実を図る。</p> <p>・いじめの防止に向けて、「いじめ撲滅宣言」の採択など、各学校における児童会及び生徒会活動等の自主的な企画及び運営による取組の支援に努める。</p> <p>・いじめ防止等のための教職員の対応力の向上を図るため、「いじめ・不登校等対策研修会」の実施など、各学校の生徒指導担当者をはじめとした教職員対象の研修や、教護協会との連携による会議を計画的に実施するとともに、各学校における校内研修の充実を推進する。</p>	<p>1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>2 いじめの定義</p> <p><u>・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</u></p> <p>・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行ったことが意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったようなとき、<u>軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などにおいては、いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。</u></p> <p>2 いじめの防止等のために市が実施する施策</p> <p>2 教育委員会が取り組む主な施策</p> <p>(1) いじめの未然防止</p> <p>・児童生徒や保護者、教職員の悩みや不安を解消するため、<u>教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置するほか、</u>各学校にスクールカウンセラーや心の教室相談員を配置するとともに、専門相談員及びスクールカウンセラーによる市内全域を対象とする教育相談を実施し、相談体制の充実を図る。</p> <p>・いじめの防止に向けて、「いじめ撲滅宣言」の採択など、各学校における児童会及び生徒会活動等の自主的な企画及び運営による<u>いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する取組の支援に努める。</u></p> <p>・いじめ防止等のための<u>全ての</u>教職員の対応力の向上を図るため、「いじめ・不登校等対策研修会」の実施など、各学校の生徒指導担当者をはじめとした教職員対象の研修や、教護協会との連携による会議を計画的に実施するとともに、各学校における校内研修を複数回実施し充実を図る。</p> <p>・いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動</p>
---	--

- ・各学校において、PTAや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。
- ・各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に報告を求め取組状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する。

(2) いじめの早期発見

- ・教育委員会において、専門相談員やスクールカウンセラーによる教育相談を実施するとともに、各種相談窓口の周知を行う。

- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策として、北海道教育委員会が実施するネットパトロールに加え、千歳市においてもネットパトロールを行う

休養日の設定や部活動指導員の配置等、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。

- ・各学校において、PTAや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネット上のいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。
- ・各学校における定期的なアンケート調査、個人面談など、いじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に報告を求め取組状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する。
- ・いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

(2) いじめの早期発見

- ・教育委員会において、専門相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談を実施するとともに、各種相談窓口の周知を行う。
- ・各種相談窓口については、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知する。また、学校のいじめ対策組織の構成員となっているスクールカウンセラーは、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。
- ・周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例(プロセス)を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。
- ・インターネット上のいじめへの対策として、北海道教育委員会が実施するネットパトロールに加え、千歳市においてもネットパトロールを行うなど、定期的

など、定期的なネット巡視を行い、不適切な書き込み等を発見した際は削除を依頼するなど、学校と連携・協力して、適切な対応を図る。

(3) いじめの早期対応

- ・いじめが発生した場合には、状況に応じて、スクールカウンセラーを派遣するなどの必要な支援のほか、聴き取りやアンケートによる調査、教育委員会の附属機関を活用した調査等を行うとともに、学校と連携・協力して、いじめの解消に向けた迅速な対応を進める。
- ・いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、教育上必要があると認めるときは、教育的配慮に十分に留意した上で、出席停止を命ずる等、適切な対応に努める。

(4) ～ (5) 略

(6) 学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援

- ・学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たり、適切に評価するための必要な指導・助言を行うとともに、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、学校運営の改善を支援する。

なネット巡視を行い、不適切な書き込み等を発見した際は削除を依頼するなど、学校と連携・協力して、適切な対応を図る。

(3) いじめの早期対応

- ・いじめが発生した場合には、状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの必要な支援のほか、聴き取りやアンケートによる調査、教育委員会の附属機関を活用した調査等を行うとともに、学校と連携・協力して、いじめの解消に向けた迅速な対応を進める。
- ・いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、教育上必要があると認めるときは、教育的配慮に十分に留意した上で、いじめの加害者である児童生徒に出席停止を命ずる等、適切な対応に努める。
- ・出席停止の措置を行った場合、出席停止期間における学習支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(4) ～ (5) 略

(6) 学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援

- ・学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たり、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、学校に対して必要な指導・助言を行う。
- ・教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・各学校は、法第13条に基づき、国及び市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとする。
- ・学校基本方針には、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを具体的に定めるものとし、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

- ・教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導體制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・各学校は、法第13条に基づき、国及び市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。
- ・学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを具体的に定めるものとし、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。
- ・学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止のための取組が年間の学校教育活動全体を通じて体系的・計画的に行われるよう、取組方針や学校いじめ防止プログラム等を策定するほか、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するための具体的な取組を盛り込む必要がある。
- ・学校いじめ防止基本方針の策定内容がいじめ対策組織の行動計画となるよう、教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組など、年間を通じた学校いじめ対策組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針におけるいじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、その達成状況に対する評価結果を踏まえ、学校におけるい

・策定した学校基本方針については、学校のホームページ等において公開するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、学校の実情に即して機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、PDCAサイクルを盛り込むこととする。

・策定に当たっては、保護者等地域の方の意見を聴くことや、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する必要がある。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

・当該組織の構成は、基本的に、校長、教頭、生徒指導担当教諭、学年主任、学級担任、養護教諭等の複数の教職員やスクールカウンセラーなど、組織的対応の中核として機能するような体制を、校長が学校の実情に応じて定めるものとする。

・当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、次のようなものが考えられる。

○ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

○ いじめの相談・通報の窓口としての役割

○ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

じめの防止等のための取組の改善を図るものとする。

・策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページ等において公開し、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、学校の実情に即して機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、PDCAサイクルを盛り込むこととする。

・策定に当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聴くことや、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する必要がある。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

・当該組織の構成は、基本的に、校長、教頭、生徒指導担当教諭、学年主任、学級担任、教科担任、養護教諭等の複数の教職員やスクールカウンセラーなど、組織的対応の中核として機能するような体制を、校長が学校の実情に応じて定めるものとする。

・当該組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、次のようなものが考えられる。

ア. 未然防止

○ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ. 早期発見・事案対処

○ いじめの相談・通報の窓口としての役割

○ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みなどいじめに係る情報があった時に緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ. 各種取組の実施・検証

・当該組織は、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要であり、特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要である。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

①取組の基本的方向

・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むものとし、未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

(2) いじめの早期発見

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○ いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

・ 学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

・当該組織は、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要であり、特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要である。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

①取組の基本的方向

・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むものとし、未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

・ 児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(2) いじめの早期発見

①取組の基本的方向

- ・学校は、定期的ないじめアンケート調査や教育相談の実施、各種相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが大切である。

②具体的取組

- ・いじめの実態把握や早期発見、早期対応等を図るため、全児童生徒に対し、北海道及び教育委員会が実施するいじめアンケート調査のほか、学校独自の調査の実施など、定期的にいじめアンケート調査を実施する。

- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策として、北海道及び教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でもネットパトロールを行うなど、定期的なネット巡視により早期発見を図り、不適切な書き込み等を発見した際は削除の依頼等、関係機関と連携・協力して適切な対応を図る。

(3) いじめの早期対応

①取組の基本的方向

- ・いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに法第22条の組織を活用し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応することが必要である。

②具体的取組

ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を止めさせ、また、相談や訴えがあったときは、真摯に傾聴し、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、法第22条の組織に直ちに情報を共有し、その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・

①取組の基本的方向

- ・学校は、定期的ないじめアンケート調査や教育相談の実施、各種相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整え、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底するなど、いじめの実態把握に取り組むことが大切である。

②具体的取組

- ・いじめの実態把握や早期発見、早期対応等を図るため、全児童生徒に対し、北海道及び教育委員会が実施するいじめアンケート調査のほか、学校独自の調査の実施など、定期的にいじめアンケート調査を実施し、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。

- ・インターネット上のいじめへの対策として、北海道及び教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でもネットパトロールを行うなど、定期的なネット巡視により早期発見を図り、不適切な書き込み等を発見した際は削除の依頼等、関係機関と連携・協力して適切な対応を図る。

(3) いじめの早期対応

①取組の基本的方向

- ・いじめの発見・通報又は相談を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに法第22条の組織を活用し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応することが必要である。

②具体的取組

ア) いじめの発見・通報又は相談を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を止めさせ、また、相談や訴えがあったときは、真摯に傾聴し、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保する。
- ・発見・通報又は相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、法第22条の組織に直ちに情報を共有し、いじめに係る情報を適切に記録する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、対応方針を決定し、その

加害児童生徒の保護者に連絡する。

イ) いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

イ) いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、

<p>4 重大事態への対処</p> <p>1 重大事態の意味</p>	<p><u>「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。</u></p> <p>4 重大事態への対処</p> <p><u>重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応するものとする。</u></p> <p>1 重大事態の意味</p> <p><u>・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</u></p>
------------------------------------	--